

① どんな改正？

民法の相続関係（相続法）の見直しが検討されています。現在2回目のパブリックコメ

われ
1月1日から講語が再開
されます。今年末から来年初
めに要綱案がとりまとめられ
る見込みです。

② 景響は

パブコメの対象外となつた
見直し案（配偶者の居住権創
設など）については、内容が
ほぼ確定したといってよいで
しょう。議論はいよいよ大詰
めを迎えたといえます。

検討の状況と 追加試案の概要

民法の相続関係（相続法）の見直しについては、法務省の法制審議会の民法（相続関係）部会で議論が重ねられてき。年半も月こ

から20年以上経つ夫婦（事実婚は含まれない）について、その一方が他方に居住用の家・土地を贈与した場合、遺産分割において、その贈与された家や土地は、原則として遺産に持ち戻す必要がなくなる（計算の対象外になる）ことが提案されている。

つまり、現行では「原則として計算の対象」とされているものを逆に「原則として計算の対象外」とすることを提案するものとなつて いる。

示をした場合などは、現行の原則どおり、遺産に持ち戻して計算することになる。

● 相続開始後の共同相続人による財産処分

【遺産分割案】

処分された遺産が遺産分割時に遺産としてなお存在するものとみなし、遺産分割の対象財産に含めて計算する案。

【償金請求案】

他の相続人が遺産を処分した相続人に対して、その処分がなかったと假定した場合との取り分の差額を、賠償金として請求できる審

(出所) 追加試験を主とに土和総研作成

きることになる。

実施された1回目のパブコメ（中間試案）の後、2回目のパブコメが実施され、すでに終了している（8月1日～9月22日）。

この2回目のパブコメでは、見直し案の一部（追加試案）についてコメントが求められた。具体的には「遺産分割等に関する見直し」と「遺留分制度に関する見直し」について、コメントが求められていた。

これ以外の見直しについてはコメントの対象になつておらず、ほぼ内容が確定したといつてよい（後述）。

なお、中間試案の段階での見直し案の内容については、拙稿「相続法はどう変わる？（本誌2016年12月号・2017年1月号）」で解説している。

を引き上げることが提案され、たが、パブコメで反対多数のため撤回された。その代わりに提案されているのが、「特別受益の持戻し免除の意思表示の推定」である。

現行の民法では、相続人（相続する人）の中に被相続人（相続される人）から遺贈（遺言による贈与）や生前贈与などの特別な利益（特別受益）を得た者がいる場合、相続人間の公平を図るために、原則として遺産分割の計算の際にこの利益相当額をいつたん遺産に持ち戻して、各相続人の取り分を計算する仕組みになつていて（特別受益の持戻し）。

シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度

相続法見直しの最新動向 —2回目のパブリックコメントが終了、議論が大詰めへ

部分割の請求ができることとしている。

④相続開始後の共同相続人による財産処分

相続開始後、遺産分割が終了するまでの間に、共同相続人の一人が遺産の全部または一部を処分した場合、現行の実務では、その処分された遺産については「遺産分割の対象外」とする取扱いがされてきた。

この取扱いでは、遺産の処分がなかつた場合と比べて、処分をした相続人の実際の取り分が多くなるという不公平な結果が生じることがある。その不公平な結果に対する方法として、追加試案では「遺産分割案」と「償金請求案」の2つの案が提案されている(図表)。

3 遺留分制度に関する見直し

「遺留分制度」とは、遺贈(遺言による贈与)や生前贈与などにより特定の者だけに財産が遺された

場合などでも、法定相続人のうち特に被相続人との血縁が近い者(遺留分権利者)について、特別に最低限の財産の取り分(遺留分)を認める制度である。

遺留分権利者は、自分の遺留分を侵害している遺贈や生前贈与を受け取った者に対し、「遺留分減殺請求」をして、遺留分を取り戻すことができる。

遺留分減殺請求をすると、現行の民法では、遺留分を侵害している遺贈などは、その侵害額の限度で効力を失う。そして、遺贈された財産は、原則、遺留分権利者と遺贈などを受けた者が共有することになる。つまり、遺贈された財産(の一部)そのものを、遺留分権利者に「現物返還」する効果が生じることになる。

しかし、このように遺産をめぐつて利害が対立する者の間で共有関係が生じると、その関係を解消する段階(例えば、共有しているな財産を売却してお金に換えるなど)でも新たな紛争が生じること

がある。

そこで追加試案では、現物返還の代わりに、原則として遺留分侵害額相当額の金銭を支払うよう、請求することができるとした。

ただし例外的に、一定の期間、遺贈などを受けた者に選択権を与えることができる。

ただし例外的に、一定の期間、遺贈などを受けた者に選択権を与えることができるとした。

遺贈などを受けた者に選択権を与える、金銭の支払いに代えて遺贈などを受けた者が指定する財産(指定財産)を遺留分権利者に与えることができるとしている。

つまり、遺留分減殺請求の効力について、現行では「原則として現物返還」とされているものを、

「原則として金銭賠償」とすることが提案されている。

④遺言執行者の個別権限(預貯金の払戻しや預金契約の解約を申し入れる権限など)について、明文の規定を設けること

⑤遺留分減殺の対象となる相続人に対する贈与について、相続開始前10年間のものに限定すること

⑥相続人以外の者が被相続人の財産形成に貢献した場合、相続人に対して金銭の支払いを請求できる

点の内容でほぼ固まつたとみてよいだろう。

具体的には、次のような改正案が挙げられている。

①居住用の不動産について、配偶者の短期・長期居住権を創設すること

②自筆証書遺言の遺産目録などについて自書を不要とすること

③自筆証書遺言(原本)を法務局に保管する制度を創設すること

④遺言執行者の個別権限(預貯金の払戻しや預金契約の解約を申し入れる権限など)について、明文の規定を設けること

⑤遺留分減殺の対象となる相続人に対する贈与について、相続開始前10年間のものに限定すること

⑥相続人以外の者が被相続人の財産形成に貢献した場合、相続人に対して金銭の支払いを請求できる

4 追加試案以外の見直し案

追加試案以外の見直し案については、パブコメ公表前の部会の時

ては、パブコメ公表前の部会の時

ては、パブコメ公表前の部会の時

小林章子 こばやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士
金融商品取引法会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)。